

トナーカートリッジ類売買単価契約書（案）

茨城県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と<<業者名>>（以下「乙」という。）は、トナーカートリッジ類を乙が甲に供給し、甲が買い受けることについて次のとおり契約する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）品名 別紙「令和8年度トナーカートリッジ類契約明細書」のとおり
- （2）単価 別紙「令和8年度トナーカートリッジ類契約明細書」のとおり
（消費税及び地方消費税抜き）
- （3）契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- （4）納入場所 茨城県立こころの医療センター 指定個所

（納入方法）

第2条 乙は、前条第3号の契約期間中甲の指示に従い、そのつど指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、乙は直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第3条 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の立ち会いのもとに検査を行う。

- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品と取り替えて納入するものとする。この場合において前条及び前項の規定を準用する。
- 3 前項の検査に要する費用及び検査のために変質、消耗、又は損傷した物品の復元等にかかる費用は、すべて乙の負担とする。
- 4 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（危険負担）

第4条 物品受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、全て乙の負担とする。

（契約内容不適合）

第5条 乙は、この契約を履行した日から1年以内において納入した物品が契約の内容に適合しないことが判明した場合は、これを無償で良品と取り替えなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、前項に規定するかしにより生じた損害を賠償しなければならない。

(消費税及び地方消費税)

第6条 消費税及び地方消費税額は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき費用の金額に対し、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税及び地方消費税額の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(代金支払)

第7条 乙は、甲の検査に合格した物品について、毎月末を締日として1か月分取りまとめ、消費税及び地方消費税額を加算し代金の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第8条 乙は、甲が前条に規定する支払を怠ったときは、乙に対する支払代金に対し、遅延利息を甲に請求することができるものとする。

2 遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額とする。

3 甲が支払期限までに支払をしないことが、天災地変その他やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(3) 乙又はその代理人その他使用人が検査を妨げたとき。

(4) 乙又はその代理人がこの契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

3 甲は、第1項の規定にする場合のほか、甲の都合により特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。

4 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第 10 条 前条第 1 項の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条第 1 項の規定により契約が解除され乙に損害が生じたときは、甲は、この責めを負わない。

(履行遅延の場合の違約金)

第 11 条 乙の責めにより甲の指定する期日までに物品を納入しないときは、売買代金につき遅延日数に応じて年 2.5 パーセントの割合で計算した額を違約金として甲に納めなければならない。

2 乙は、第 3 条第 2 項の取り替えが、甲の指定する期日以降にわたるときは、前項の規定に基づき違約金を納めなければならない。

3 前 2 項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第 12 条 この契約締結後において、市場価格等に変動があったときは、甲乙協議のうえ契約単価の変更を行うことができるものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 13 条 丙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力不法行為を行う恐れがある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、この旨について、甲及び乙に対する報告を行わなければならない。

(疑義の決定)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市旭町 654
茨城県立こころの医療センター
病院長

乙 <<業者所在地>>
<<業者名>>
<<代表者名>>